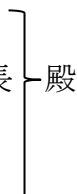


農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要綱

令和4年4月1日付け3農振第2823号
最終改正 令和6年4月1日付け5農振第3172号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事



農林水産事務次官

第1 目的

農地保全に係る海岸メンテナンス事業（以下「本事業」という。）は、戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策（これに伴う改良及び更新を含む。）又は施設機能の向上を図る整備（以下「老朽化対策等」という。）を実施し、計画的かつ集中的に推進することで、背後地の人命及び資産の防護を図るとともに、現場ニーズにあった維持管理・更新等の高度化・効率化を進め、維持管理・更新等に係るトータルコストの削減を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

（1）長寿命化計画の策定又は変更

次に掲げるものを対象とする。

ア 海岸保全施設の機能診断

イ 海岸保全施設の長寿命化計画の策定又は変更

（2）老朽化対策等

次に掲げる海岸保全施設の老朽化対策等を対象とする。なお、防護ラインの見直しと併せて行う既存施設の撤去に係るものを含むものとする。

ア 海岸保全施設の老朽化等調査

イ アの調査結果を踏まえた老朽化対策等計画の策定

ウ イの老朽化対策等計画に基づいて実施する老朽化対策等工事

第3 事業主体

本事業の事業主体は、海岸管理者とする。

第4 事業計画

1 海岸メンテナンス事業計画の作成

本事業を実施しようとする事業主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める海岸メンテナンス事業計画（以下「事業計画」という。）を作成する

ものとする。

2 事業計画の内容

(1) 事業主体は、長寿命化計画の策定又は変更を実施しようとするときは、次に掲げる事項について事業計画に定めるものとする。

- ア 事業の概要
- イ 農地の状況
- ウ 計画の内訳
- エ その他参考となる事項

(2) 事業主体は、老朽化対策等を実施しようとするときは、次に掲げる事項を事業計画に定めるものとする。この場合において、事業計画に定める事業実施期間は、事業着手から原則としておおむね5年以内（大規模施設（施設ごとの老朽化対策等に係る事業費が4億円以上の水門・樋門、陸閘、排水機場等をいう。）に係る老朽化対策等にあつては、おおむね10年以内）とする。

- ア 海岸の概要
- イ 施設管理の現状
- ウ 老朽化等の状況
- エ 老朽化対策等の基本的な考え方
- オ 事業の概要
- カ 農地の状況
- キ 計画の内訳（事業実施期間を含む。）
- ク 新技術等の導入検討
- ケ 成果目標
- コ その他参考となる事項

3 事業計画の協議

事業主体は、1の規定に基づき作成された事業計画を地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）、その他都府県にあつては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に協議するものとする。

4 事業計画の同意

- (1) 地方農政局長等は、3の規定に基づく事業計画の協議があつたときは、内容を審査の上、事業を実施すべきものと認めたときは、事業主体に対し同意の旨の通知をするものとする。
- (2) 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、(1)により同意したときは、遅滞なくその旨を農村振興局長に報告するものとする。

5 事業計画の変更

- (1) 事業主体は、地方農政局長等の同意を得た事業計画を変更しようとするときは、3の手續に準じて行うものとする。
- (2) 地方農政局長等は、4の(1)の手續きに準じて事業計画の同意を行うものとする。
- (3) 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、(2)により同意したときは、遅滞なくその旨を農村振興局長に報告するものとする。

第5 事業の対象

本事業の対象は、海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第3号又は第4号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理を所掌することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において実施するものであつて、以下の

(1) 又は(2)の要件を満たすものとする。

なお、長寿命化計画の策定又は変更に当たっては、維持管理費用の見通し、コスト縮減内容のほか、新技術等の導入検討を長寿命化計画に記載するものとする。

(1) 長寿命化計画を策定又は変更する場合は以下のア又はイのいずれか

ア 海岸堤防等を有しない沖合施設に係る長寿命化計画であって令和7年度までに策定されるもの又は既に策定されている長寿命化計画であって令和7年度までに沖合施設の追加を反映させて変更されるものであること。

イ 既に策定されている長寿命化計画であって、令和7年度までに水門、陸閘等の統廃合又は新技術等の活用に係る短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を追加して変更されるものであること。

(2) 老朽化対策等を実施する場合は以下のアからオまでの全て

ただし、海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等の老朽化対策等を実施する場合は、海岸法第14条の2に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数(少なくとも年1回)、実施されている施設のみを対象とするものとする。

ア 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。

イ 維持管理費用の見通し、コスト縮減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること。

ウ 老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下のおそれがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。

エ 第4に規定する事業計画が作成されており、地方農政局長等の同意を得ていること。

オ 第4に規定する事業計画における老朽化対策等の総事業費が次に掲げるとおりであること。

(ア) 都道府県が行うもの 5千万円以上

(イ) 市町村が行うもの 2千5百万円以上

第6 事業の実施

事業主体は、第4の4の同意を得た事業計画に基づき、計画的かつ効率的に本事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、当初の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

第7 国の補助金の交付

国は、本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより予算の範囲内において事業主体に対して補助金を交付するものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(農地海岸に係る大規模海岸保全施設改良事業実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱及び事業は、廃止する。

(1) 農地海岸に係る大規模海岸保全施設改良事業実施要綱(令和2年3月31日付け元農振第2956号農林水産事務次官依命通知)(以下「旧大規模海岸保全施設改良事業実施要綱」という。)

(2) 農山漁村地域整備交付金実施要綱の一部改正について(令和4年4月1日付け3農振第2378号農林水産事務次官依命通知)による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(2)の①のエの(ア)a海岸保全施設整備事業(海岸堤防等老朽化対策)(以下「旧海岸保全施設整備事業(海岸堤防等老朽化対策)」という。)

(経過措置)

- 3 旧海岸保全施設整備事業(海岸堤防等老朽化対策)実施地区については、この要綱の第5の(2)のオの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 旧大規模海岸保全施設改良事業実施要綱の第4に基づき定めた大規模海岸保全施設改良事業計画は、この要綱の第4の規定に基づいてしたものとみなす。
- 5 旧大規模海岸保全施設改良事業実施要綱に基づいて実施している事業については、この要綱の第5の(2)のイの規定のうち、新技術等の導入検討に係る部分にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づいて実施している事業については、この通知による改正後の要綱第5の(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要領

令和4年4月1日付け3農振第2824号
最終改正 令和6年4月1日付け5農振第3175号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

】 殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

農地保全に係る海岸メンテナンス事業の実施については、「農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要綱」（令和4年4月1日付け3農振第2823号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところにより、実施するものとする。

第2 老朽化対策等計画の内容

- 1 要綱第2の（2）のイの老朽化対策等計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - （1）老朽化等調査を踏まえた工事実施箇所の状況
 - （2）老朽化対策等工事の実施方針及び整備目標
 - （3）予定工期及び工程計画
 - （4）工法
 - （5）（1）から（4）までのほか、老朽化対策等工事を実施するに当たり必要な事項
- 2 要綱第4の4の（1）の同意を得たとき又は要綱第4の5の（2）の同意を得たときは、海岸管理者は、別記様式第7号により老朽化対策等計画書を策定し、別記様式第3号により地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。

第3 事業の実施

- 1 要綱第4の1の事業計画は、要綱第4の2の（1）の長寿命化計画の策定又は変更に係るものは別記様式第4号、（2）の老朽化対策等に係るものは別記様式第5号及び第6号によるものとする。
- 2 要綱第4の3の協議に当たっては、海岸メンテナンス事業計画（以下「事業計画」という。）を作成の上、別記様式第1号により事業計画協議書（以下「協議書」という。）を地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により提出された協議書を審査の上、事業を実施することが適当と

認められるときは、事業計画に同意するものとする。

第4 事業計画の変更

- 1 要綱第4の5の事業計画の変更で同意を必要とするものは、次に掲げる場合とする。
 - (1) 海岸の追加又は廃止
 - (2) 工期又は事業費の著しい変更
 - (3) 整備内容の著しい変更
- 2 要綱第4の5の事業計画の変更で同意を得るに当たっては、別記様式第2号により、事業計画変更協議書（以下「変更協議書」という。）を地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により提出された変更協議書を審査の上、その変更の内容が適当と認められるときは、当該変更に同意するものとする。

第5 事業評価

要綱第2の(2)における施設機能の向上（老朽化対策以外を主目的とするもの）を図る整備を対象とする事業については、事業評価の対象とする。

なお、事業評価については、「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について（平成14年12月18日付け14農振第1828号農林水産省農村振興局長通知）」によるほか、やむを得ず事業計画を変更する場合には、原則として「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成15年2月13日付け14農振第1906号農林水産省農村振興局長通知）」に基づき事業評価を実施した上で、第4の事業計画の変更を行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
（農地海岸に係る大規模海岸保全施設改良事業実施要領の廃止）
- 2 次に掲げる要領及び事業は廃止する。
 - (1) 農地海岸に係る大規模海岸保全施設改良事業実施要領(令和2年3月31日付け元農振第2957号農林水産省農村振興局長通知)
 - (2) 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(令和4年4月1日付け3畜産第2187号・3農振第2380号・3林整計第856号・3水港第2843号農林水産省畜産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知)による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知)別紙11(海岸保全施設整備事業に係る運用)のうち、海岸保全施設整備事業(海岸堤防等老朽化対策)

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

海岸メンテナンス事業 事業計画協議書

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては国土交通省北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事 〇〇〇〇
又は〇〇県（都道府）〇〇市（町村）長〇〇〇〇

〇〇海岸等において、海岸メンテナンス事業を実施したいので、農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要綱（令和4年4月1日付け3農振第2823号農林水産事務次官依命通知）第4の3の規定に基づき、別紙 海岸メンテナンス事業計画（別記様式第〇号 ※）により協議します。

※ 長寿命化計画の策定又は変更の場合は、別記様式第4号に記載することとし、
老朽化対策等の場合は、別記様式第5号及び第6号に記載すること。

(別記様式第2号)

海岸メンテナンス事業 事業計画変更協議書

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては国土交通省北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事 〇〇〇〇
又は〇〇県（都道府）〇〇市（町村）長〇〇〇〇

〇〇海岸等において、海岸メンテナンス事業計画を下記のとおり変更実施したいので、農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要綱（令和4年4月1日付け3農振第2823号農林水産事務次官依命通知）第4の5の規定に基づき協議します。

記

1. 変更の理由

（注）施設の追加は、当初事業計画策定後に実施する必要が生じた理由（緊急性等）について十分に整理すること。

2. 変更の概要

3. 添付書類

（1）事業計画

（注）1 別記様式第4号又は別記様式第5号及び6号によるものとする。

（注）2 変更する箇所を容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。なお、新規箇所の追加の場合は比較対照の必要はない。

（2）変更の理由を補足するための写真及び資料

(別記様式第3号)

海岸メンテナンス事業 老朽化対策等計画

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては国土交通省北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事 〇〇〇〇

又は〇〇県（都道府）〇〇市（町村）長〇〇〇〇

〇〇海岸等において、海岸メンテナンス事業を実施したいので、農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2824号農林水産省農村振興局長通知）第2の2の規定に基づき、別紙、老朽化対策等計画書（別記様式第7号）を提出します。

(別記様式第4号)

海岸メンテナンス事業 事業計画書(長寿命化計画)

都道府県名		所管名		海岸管理者名		財源負担割合(%)			
						国	都道府県	市町村	その他
事業の概要						農地の状況(注1)			
						防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を、記述する。			
長寿命化計画の策定	海岸堤防等を有しない沖合施設			長寿命化計画の変	沖合施設の追加				
					水門、陸閘等の統廃合に係る短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を新たに位置付け				
					新技術等に係る短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を新たに位置付け				
					その他()				
計画の内訳	計画総事業費	千円							
	海岸名	実施内容		実施予定期間		実施の必要性			
その他参考となる事項									

○ 添付資料

(2)海岸保全基本計画等の該当部分の写し

注1: 農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注2: 1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

注3: 長寿命化計画の変更について、「海岸堤防等を有しない水門・陸閘等」等の事項に該当しない場合は、その他の()に内容を記載する。

(別記様式第5号)

海岸メンテナンス事業 事業計画総括表

都道府県名		海岸管理者名		計画期間	
-------	--	--------	--	------	--

海 岸 名	地 区 名	施 設 名	実施内容	事業費(千円)	実施予定期間	備 考
			小 計			
			小 計			
			小 計			
総事業費(千円)						

- 備考) 1 事業を実施する海岸は、すべて記載すること。(長寿命化計画の策定又は変更は除く)
なお、本表に記載された海岸は別記様式第6号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。
2 施設名欄には、護岸、堤防、水門・樋門、陸閘、排水機場等の施設名を記載すること。
3 実施内容欄には、対策の内容を簡潔に記載すること。
4 総事業費欄には、海岸ごとの小計も記載すること。
5 大規模施設に該当する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

(別記様式第6-1号)

〇〇海岸 海岸メンテナンス事業 事業計画書

都道府県名		所管名		海岸管理者名			
沿岸名		事業施行場所		海岸保全区域指定		財源負担割合(%)	
郡		町				国	都道府県
市		村					市町村
海岸の概要		被災歴		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標			
				海岸延長※(m)	防護人口(人)	防護面積(ha)	その他の成果目標
施設管理の現状				老朽化等の状況		農地の状況(注1)	
				施設の構造、長寿命化計画の策定時期(例:令和〇年度)及び健全度評価等を記述する。		防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を、記述する。	
老朽化対策等の基本的な考え方				事業の概要			
新技術等の導入検討							
計画の内訳	実施予定期間		計画総事業費		千円		
	施設名		実施内容等		事業費(千円)	整備予定期間(注3)	整備の必要性
	合計						
費用対効果(億円)(注4)							
B	C	B/C	その他参考となる事項				

※印:海岸延長とは、本事業により老朽化対策等が実施される海岸線延長とする。

○ 添付資料 (1)所在地及び位置図 (2)計画平面図(標準横断図、構造図等を添付) (3)写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等)

(4)海岸保全基本計画等の該当部分の写し (5)長寿命化計画等の写し(維持管理費用の見通し、コスト削減内容及び新技術等の導入検討)

注1: 農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。なお、所管変更を伴う老朽化対策等の場合は、本欄の記載にかえ、所管変更に関する事項として別記様式第6-2号も添付すること。

注2: 1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

注3: 大規模施設(施設ごとの事業費が4億円以上の水門・陸閘、排水機場)は概ね10年以内、それ以外の施設は概ね5年以内で記載すること。

注4: 実施要領第5の事業評価の対象となる事業は、費用対効果を記載すること。

(別記様式第6-2号)

〇〇海岸 海岸メンテナンス事業 事業計画書(所管変更に関する事項)

都道府県名		現行 所管変更	主務大臣 主務大臣		海岸管理者名 海岸管理者名	
所管変更に係る事前処理事項				所管変更時期(予定)		
所管変更の必要性		農地が存在しないものの、引き続き海岸保全区域として保全する必要性を記載する。				
その他参考となる事項						

○ 添付資料 (1)所管変更に係る事前処理事項の確認書の写し

(別記様式第7号)

〇〇海岸 海岸メンテナンス事業 老朽化対策等計画書

都道府県名		海岸管理者名		整備予定期間									
海岸名		地区名		総事業費	千円								
実施方針及び整備目標													
予定工期及び工程計画													
施設名	健全度評価	築造年度	数量	R●d	R●d	R●d	R●d	R●d	R●d	R●d	R●d	R●d	R●d
				調査	設計	工事	工事						
						調査	設計	工事	工事	工事			
							調査、設計	工事	工事	工事			
							調査、設計	工事	工事	工事	工事	工事	工事
その他必要な事項													

○ 添付資料 (1)劣化状況写真(撮影時期、施設名、劣化状況の説明等を記述)

(2)断面図等(施設名、構造形式(対策前後)、潮位、縮尺等)

注1: 実施方針及び整備目標には、整備を行うに当たっての背景、整備内容及び整備効果等を記載すること。

注2: 施設名欄には、護岸、堤防、水門・樋門、陸閘、排水機場等の施設名を記載すること。

注3: 健全度評価には、Aランク(措置段階)、Bランク(予防保全段階)、Cランク(要監視段階)を記載すること。

【参考】

所管変更に係る事前処理事項の確認書

年 月 日

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇県告示第〇〇〇〇号で指定され、農林水産省（農村振興局）所管とした〇〇沿岸〇〇海岸について、〇〇省（〇〇局）所管海岸保全区域に所管変更するにあたり、次に掲げる内容が達成されることをもって、海岸保全区域の所管変更及び国有財産法第12条に基づく所管換を行うものとする。

1. 〇〇〇〇地区海岸の海岸保全区域台帳の整理
2. 〇〇〇〇地区海岸の操作規則の整理
3. △△施設の補修

・
・
・

○. ××××××××××××××××××××××××

確 認 欄	
〇〇〇〇〇 〇〇部〇〇課	
〇〇〇〇〇 〇〇部〇〇課	